

計画の推進

推進体制・進行管理体制イメージ図



●推進体制

①県の推進体制

この計画で示した環境の保全に関する施策の総合的、効果的な推進等のため、各部局の関係課からなる「環境管理委員会」を設置し、実施状況の把握・評価、情報交換、連携、調整等を行います。また、各個別計画の府内推進組織との連携も図るほか、重要な課題等については幹部連絡会で協議、調整を行います。

②すべての主体の参加と連携・協働

県民、事業者、NPO等、市町村、県のすべての主体によるネットワークを構築し、計画の普及・啓発、環境に関する情報の発信や取り組み支援などについて、連携・協働を進めます。

広域的な問題については、国や他の地方公共団体との連携、国際的な連携を図ります。

基本目標 5 環境保全と経済発展の好循環の推進

5-1環境関連産業の創出と振興

5-1-1.環境関連産業の研究開発・事業化の促進

5-1-2.新分野参入への支援

5-1-3.環境関連産業の誘致

5-1-4.地域資源を活用した環境関連産業の振興

5-1-5.環境配慮型経営・サービスの促進

5-2環境関連市場の活性化

5-2-1.環境関連市場の活性化、消費者の意識啓発

地域資源を活用した環境関連産業の振興を図ります

- バイオマスや風力などの自然エネルギーを活用した新エネルギー産業を推進します。



- 家畜の未利用資源を活用して化学肥料を削減するなど、環境にやさしい農業を推進します。

- 県産木材を活用した住宅づくりなど、県産木質資源の需要拡大を支援します。

- エコツーリズムや環境関連コミュニティビジネスを支援します。

基本目標 6 環境保全に向けての参加の促進

6-1環境教育・環境学習の推進

6-1-1.環境教育・環境学習の推進

重点施策

6-2各主体の環境保全活動の促進

6-2-1.県の環境保全に向けた取組の率先実行

6-2-2.市町村による環境保全施策の推進

6-2-3.事業者の環境保全活動の促進

6-2-4.県民、NPO法人、民間団体の環境保全活動の促進

6-3参加と協働による地域環境づくりの推進

6-3-1.地域環境保全活動の推進

6-3-2.ネットワークによる地域環境づくり

重点施策

環境教育・環境学習を推進します

- 教育委員会と環境担当部局との連携体制を整備し、学校における環境教育の充実を図ります。



- 教材の作成や指導者の育成等により環境教育の手法を充実させます。

- 学習会や自然観察会などを開催し、身近に学ぶことができる場を充実させます。

- 環境教育等に関する情報を発信します。

基本目標 7 共通的・基盤的な施策の推進

7-1環境に配慮した施策手法の推進

7-1-1.適正な土地利用の推進 7-1-2.戦略的環境アセスメント手法の導入の検討

7-1-3.環境影響評価制度の適正な運用 7-1-4.条例等の見直し、充実

7-2調査研究・監視等の充実

7-2-1.調査研究の充実 7-2-2.モニタリングの推進

7-3環境情報提供・交流体制の整備

7-3-1.環境情報の充実

7-4公害防止と環境防災体制の整備

7-4-1.公害発生の未然防止 7-4-2.公害苦情・紛争の適正処理

7-4-3.健康被害の救済・予防 7-4-4.速やかに対応できる体制の整備

7-5経済的措置

7-5-1.環境保全に関する助成措置の推進

環境配慮型の商品やサービスを選択



県産木材を利用した住宅建築

環境にやさしい農産物を選択

エコツーリズムや環境関連コミュニティへの参加



環境配慮型経営の推進

環境保全型農業の推進

環境に関する取組状況の公開

県産木質資源の需要拡大

環境配慮型商品・サービスの提供



研究開発・人材育成の支援

環境配慮型経営の相談、セミナー等開催

県産品の利用促進に関する情報提供

環境配慮型商品等の販路開拓支援



環境保全に取り組む人や団体のネットワーク化

三瓶自然館など環境学習施設の活用の推進

関連部局間の密な情報共有・連携

市町村職員を対象とした研修会の実施